

横浜市行政不服審査会答申  
(第162号)

令和7年11月11日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「障害者住環境整備費助成決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事業の概要

本件は、審査請求人が、横浜市緑区長（以下「処分庁」という。）に対し、横浜市障害者住環境整備事業実施要綱（平成5年4月1日制定。以下「住環境整備要綱」という。）第10条第1項に基づき行った令和6年7月1日付け障害者住環境整備費助成申請（以下「本件申請」という。）について、処分庁が、同年10月24日、本件申請のうち無停電電源装置に係る費用を除いて助成の決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人が無停電電源装置に係る費用について助成決定をしなかったことが違法であると主張して、本件処分の取消しを求めるものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 令和6年10月24日付け障害者住環境整備費助成決定通知書（以下「本件助成決定通知書」という。）に添付された同日付け「無停電電源装置の取扱いについて」（以下「本件理由書」という。）には、いかなる根拠法令に基づき、無停電電源装置のみを取り出して用具に該当しないなどと判断したのかが、申請者がその記載自体から了知し得る程度に示されておらず、本件処分は行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項及び第2項に違反したものである。
- (2) 本件申請は、後付け自動ドア開閉システム及び電動トイレリフトがそれぞれ「用具」に該当するものとして行われているものであって、無停電電源装置はこれらの部品にすぎず用具に該当しないものであるにもかかわらず、処分庁は、無停電電源装置が用具であるという誤った認識により、複数ある部品の1つである無停電電源装置のみを助成対象となる用具に該当しないと判断している。また、処分庁は、停電は社会的障壁であるとの認識の欠如により、無停電電源装置を備える場合と備えない場合とを同様に扱っていない。

現実に即した前提「停電は起こりうる」のもと、「部品とは、それなしには機器が機能しないものである」という趣旨の定義を適用すると、無停電電

源装置なしに助成対象機器は機能しないので、無停電電源装置は部品である。加えて、無停電電源装置はJIS規格で標準化された部品である。

一方で、後付け自動ドア開閉システムについて、それなしに機器が機能しないものという部品の定義に該当しないモール（配線カバー）が部品として助成対象となっており、判断が恣意的である。

- (3) 本件処分は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第1条及び第2条、建築基準法（昭和25年法律第201号）第35条、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第19項第1号ハ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条の5第2項第3号、住環境整備要綱第1条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第1条及び第3条、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第2項に違反したものであり、取り消されるべきである。

#### 4 処分序の主張の要旨

- (1) 無停電電源装置は、自動ドア開閉システムと構造上は別の独立した機器であり、停電という非常事態時に同システムに電力を供給することを目的としたものであって、同システムそのものではなく、それが作動する上で不可欠の構成要素とはいえず、障害者の日常生活動作能力の補完、自立の支援、介助者の負担軽減等を目的としたものではない。また、電動トイレリフトは障害者の排泄時における動作を容易にすることを目的としたもので、日常生活動作能力を補完し、自立の支援や介助者の負担軽減に資するものであるが、無停電電源装置は、電動トイレリフトが作動する上で不可欠の構成要素とはいえない。よって、無停電電源装置は、住環境整備要綱の補助対象ではない。

また、無停電電源装置は、インターネット等により誰でも購入することが可能であり、その用途も本件申請に係る用具に限定されておらず、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」（平成18年9月29日厚生労働省告示第529号。以下「告示」という。）が定める「一 用具の要件」のうち、「ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するも

ので、日常生活品として一般に普及していないもの」に該当しない。

- (2) 後付け自動ドア開閉システム及び電動トイレリフトは、それぞれ無停電電源装置が無くとも動作するものであるから、無停電電源装置はこれらの部品とは認められない。
- (3) 本件理由書にて、無停電電源装置を支給対象としないこととした理由を十分説明しているから、理由不備の違法はない。
- (4) 審査請求人は上記3(3)のとおり、本件処分が各種法令の規定に違反すると主張するが、審査請求人が指摘する各規定は、無停電電源装置を助成の対象とすべきことを規定したものとはいえず、審査請求人の主張には理由がない。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却るべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」とおおむね同旨であり、次のとおりである。

### (1) 法令等の規定

ア 法第1条は、「この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」と規定する。

法第77条第1項柱書は、「市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」と規定し、

第6号において、「聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他主務省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって、主務大臣が定めるものの給付又は貸与その他の主務省令で定める便宜を供与する事業」と規定する。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第65条の12は、「法第77条第1項第6号に規定する主務省令で定める便宜は、同号に規定する意思疎通支援を行う者の派遣及び設置その他障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であって同号の主務大臣が定めるものの給付及び貸与とする。」と規定する。

ウ 告示は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号に規定する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具は、第1号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第2号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。」と規定し、第1号イにおいて「障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの」と、同号ロにおいて「障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの」と、同号ハにおいて「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」と、第2号ヘにおいて「居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの」とそれぞれ規定する。

エ 横浜市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱（昭和45年8月25日制定。以下「日常生活用具要綱」という。）第1条は、「重度障害者（児）日常生活用具給付等事業は、在宅の重度障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）

第 77 条第 1 項第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与し、もって日常生活の便宜を図ることを目的とする。」と規定する。

日常生活用具要綱第 2 条第 1 項は、「この事業において給付又は貸与の対象となる用具は、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 529 号により厚生労働大臣が定めるものとし、その品目は、別表 1 に掲げる用具とする。」と規定する。

日常生活用具要綱第 3 条は、「別表 1 の品目中、継続品目、「点字図書」、「居宅生活動作補助用具（障害者住環境整備事業）」並びに「重度障害者あんしん電話」の給付・貸与に係る申請等の手続については、本要綱に定めるもののほか、別に定める。」と規定する。

日常生活用具要綱別表 1 は、居宅生活動作補助用具（住環境整備費）について、「別に定める」と規定する。

オ 住環境整備要綱第 1 条は、「この要綱は、障害者（児）の住環境を改善するため、必要に応じて専門的助言・指導を行い、日常生活動作能力の補完、自立の支援及び介助者の負担軽減及び寝たきりの防止を図ることを目的として、横浜市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱（以下「日常生活用具要綱」という。）第 3 条に基づいて行う「居宅生活動作補助用具」の給付について、日常生活用具要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。」と規定する。

住環境整備要綱第 3 条第 1 項柱書は、「「居宅生活動作補助用具」の対象は、次の各号のとおりとする。」と規定し、第 1 号において「住宅改造費の助成」と、第 2 号において「機器購入費及び機器取付費の助成」とそれぞれ規定する。また、同条第 2 項柱書は、「次の各号に該当するものは、前項第 1 号の規定にかかわらず本事業による助成の対象外とする。」と規定し、第 1 号において「家屋の新築工事及び増築工事」と、第 2 号において「家屋の老朽化や設備の故障に伴う補修工事」と、第 3 号において「改造に要する費用が適正な価格を超えるものと区長が判断した工事」とそれぞれ規定する。

住環境整備要綱第 4 条柱書は、「前条第 2 号の対象とする機器は次の各号のとおりとする。」と規定し、第 1 号において「移動リフター」と、第 2 号において「階段昇降機」と、第 3 号において「段差解消機」と、第 4

号において「環境制御装置」と、第5号において「コミュニケーション機器」とそれぞれ規定する。

住環境整備要綱第6条本文は、「助成額は、住宅改造費、機器購入費及び機器取付費とし、それぞれの費用又は別表1に定める助成限度額のいずれか少ない額(以下「基本額」という。)から自己負担額を差し引いた額とする。」と規定する。

住環境整備要綱第7条第1項は、「自己負担額は、別表2により算出した額とし、算出額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。」と規定する。

住環境整備要綱第10条第1項は、「本事業の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その居住地を管轄する区長に工事着工以前に申請するものとする。」と規定する。

住環境整備要綱第13条第1項前段本文は、「区長は、第10条第2項各号の書類、第9条の訪問調査及び第11条の再調査等の規定により訂正又は再提出された書類により、助成等の可否を審査するものとする。」と規定し、同条第2項は、「前項による審査の結果、助成を決定する場合は障害者住環境整備費助成決定通知書(第5号様式)を助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)に送付する。また、障害者住環境整備費助成券(第6号様式)を施工事業者に送付する。助成が適当でないと判断した場合は障害者住環境整備費助成却下通知書(第7号様式)を申請者に送付する。」と規定する。

## (2) 認められる事実

ア 審査請求人は、令和6年7月1日、「障害者住環境整備費助成申請書」を提出して、本件申請を行った。

イ 本件申請において助成を受けたいものとして申請された費目は以下のとおりである。

- (ア) 住宅改造費 玄関ドア (後付け自動ドア開閉システム)
- (イ) 機器購入費 移動リフター (電動トイレリフト)
- (ウ) 機器取付費 移動リフター (電動トイレリフト)

ウ 上記イ(ア)の見積金額は50万5780円(税込)であり、その内訳は以下のとおりである。

- (ア) スイングドアオペレーターED-100 1式 29万8400円

- (イ) スライドチャンネル 1式 2万3700円
- (ウ) カバー 1式 2万3700円
- (エ) 取付補強 1式 1万5000円
- (オ) 取付作業費 1式 5万円
- (カ) 諸経費 1式 2万円
- (キ) その他部材(スイッチBOX及びスイッチ・モール等) 1式 1万円
- (ク) オムロンBY50S 無停電電源装置 500VA／300W(常時商用給電／正弦波出力) 1台 1万9000円
- (ケ) 消費税 4万5980円

エ 上記イ(イ)機器購入費の見積金額は、25万8840円(税込)であり、その内訳は以下のとおりである。

- (ア) TOTOトイレリフトEWC151 1台 20万1000円
- (イ) TOTO普通便座TC300V6W 1台 1万3100円
- (ウ) OMRON 無停電電源装置BY50S 1台 2万1209円
- (エ) 消費税 2万3531円

オ 上記イ(ウ)機器取付費の見積金額は、6万4490円(税込)であり、その内訳は以下のとおりである。

- (ア) トイレリフト取り付け施工費 1式 4万1500円
- (イ) 諸経費 2万5560円
- (ウ) 特別値引 -8433円
- (エ) 消費税 5863円

カ 本件申請に対し、処分庁は、住宅改造費については申請金額から上記ウ(ク)の「オムロンBY50S 無停電電源装置 500VA／300W(常時商用給電／正弦波出力)」の費用を除いた残額48万4880円を、機器購入費については申請金額から上記エ(ウ)の「OMRON 無停電電源装置BY50S 1台」の費用を除いた残額23万5510円を、機器取付費については申請金額である6万4490円全額をそれぞれ支給対象と認めて本件処分を行い、本件助成決定通知書及び本件理由書を原告に送付した。

### (3) 争点に対する判断

ア 本件事業の実施に関する行政庁の裁量について

- (ア) 法第77条第1項柱書は、「市町村は、主務省令で定めるところによ

り、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」と規定し、同項第6号は、「聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他主務省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るために用具であって主務大臣が定めるものの給付又は貸与その他の主務省令で定める便宜を供与する事業」（以下「本件事業」という。）と規定する。

- (イ)かかる委任を受けた規則第65条の12は「法第77条第1項第6号に規定する主務省令で定める便宜は、同号に規定する意思疎通支援を行う者の派遣及び設置その他障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であって同号の主務大臣が定めるものの給付及び貸与とする。」と規定する。
- (ウ)そして、「主務大臣が定めるもの」として、告示第1号は用具の要件を、告示第2号は用具の用途及び形状を定める。
- (エ)本件事業に関する法令及び告示の定めは以上のとおりであり、これを見て、横浜市は、日常生活用具要綱及び住環境整備要綱を定め、これに従って本件事業を実施している。
- (オ)法令等の定めが上記(ア)から(ウ)までに留まることに鑑みれば、法は、本件事業の実施に関して行政庁に広範な裁量を与えたものと解すべきであるから、本件事業の実施に際して行われた処分の違法性については、基礎とされた重要な事実に誤認があること等により当該判断が全くの事実の基礎を欠くといえるか、あるいは、当該処分が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるといえるかによって判断すべきである。
- イ 無停電電源装置が日常生活用具の要件を満たすか否か
- (ア)告示は、本件事業の対象となる日常生活用具の要件として「ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」と定めている。

(イ) 本件申請において申請された無停電電源装置（B Y50 S、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社製）は、主に停電が発生した際にパソコンやサーバーがシャットダウンしてしまうのを防止する等の目的のために、電子機器に電力を供給するための装置であり、インターネット等で誰でも購入できる製品である。

したがって、当該無停電電源装置は、その「製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要する」とは認められず、また、「日常生活品として一般に普及していない」とは認められない。

(ウ) 以上のとおり、無停電電源装置は告示が定める要件に該当しない。

ウ 無停電電源装置を助成の対象外とした本件処分に裁量権の逸脱濫用の違法があるか

(ア) 上述のとおり、無停電電源装置は告示が定める用具の要件を満たさず、また、後付け自動ドア開閉システム及び電動トイレリフトは無停電電源装置が無くとも動作するものであって、これらの動作に必要なものとは認められない。

したがって、無停電電源装置を本事業の助成の対象外とする本件処分の基礎とされた重要な事実に誤認があるとはいえないし、本件処分が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとはいえない。

(イ) この点、審査請求人は、①本件申請で申請したのは、「無停電電源装置を備えた後付け自動ドア開閉システム」及び「無停電電源装置を備えた電動トイレリフト」であって、無停電電源装置はこれらを構成する部品にすぎないこと、②停電は日常生活で発生するものであり「社会的障壁」（障害者基本法第2条第2号）に該当すること、③モール（カバー）は、それなしには後付け自動ドア開閉システムが機能しないものである「部品」でないにもかかわらず、助成の対象となっている事実と矛盾すること等を理由として、無停電電源装置を本事業の対象外とする判断には裁量権逸脱濫用の違法があると主張する。

(ウ) しかし、本事業の助成の対象となる用具に該当するか否かの判断に当たって、無停電電源装置を備えた機器の申請であるからといって、当該申請内容に拘束されるとする根拠はない。また、仮に、行政庁の判断が申請内容に拘束されてしまうとすれば、複数の独立した機器が一つの用具として申請された場合に、法が本事業の助成対象として本

来は想定していない機器についても助成が認められるおそれや、本来助成対象とすべき機器が含まれているにもかかわらず、助成対象ではない機器も併せて一つの用具として申請されていることを理由に申請された機器の全てについて助成を受けることができなくなるおそれが生じてしまう。

したがって、本件事業の助成を求める申請において複数の独立した機器を合わせて1つの用具として申請されているような場合であっても、行政庁がそれぞれの機器について本件事業の対象となるか否かを個別に判断することも許されるというべきである。

(エ) また、停電時に後付け自動ドア開閉システムや電動トイレリフトが利用できなくなることは、審査請求人の指摘するとおりである。そして、障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むためには、停電時においても無停電電源装置により日常生活用具が動作するのが望ましいことはいうまでもない。

しかし、そもそも、本件のように助成や給付を行う事業では、助成対象が無制限に広がらないように一定の線引きをすることはやむを得ない。本市は本件事業を行うために定めた日常生活用具要綱において助成の対象となる用具を告示に定めるものとしているところ、無停電電源装置が告示の要件に該当しないことは上記イのとおりである。

また、後付け自動ドア開閉システム及び電動トイレリフトは無停電電源装置がなくとも通常動作するものであるから、無停電電源装置はこれらの部品ではないという処分庁の判断が不合理であるとはいえない。そして、我が国における停電の発生頻度の低さ及び停電が発生した場合の継続時間の短さを踏まえると、日常生活の便宜を供与することを目的とする本件事業において、停電時をも想定しなければならないとする根拠はない。

これらの事情に加えて、上記アのとおり、本件事業の実施に当たって行政庁に広い裁量が認められていることからすれば、停電時を想定した無停電電源装置を本件事業の助成の対象外とした本件処分が、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとまではいえない。

(オ) モール（カバー）が支給対象とされていることについて、確かにモール（カバー）は、告示の要件である「ハ 用具の製作、改良又は開発に

当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」を満たさないため、無停電電源装置と同様に本件事業の助成の対象外とすべきようにも思える。

しかし、後付け自動ドア開閉システムを設置する際には配線が必要不可欠であるところ、当該配線を保護しなければ、配線が露出したままとなり、外的要因によって容易に断線し得る状態となる。配線が断線してしまえば、後付け自動ドア開閉システム自体が機能しなくなってしまうだけでなく、火災の原因になるおそれもあることに鑑みれば、モール（カバー）は、同システムを通常備えるべき安全性の下で機能させるために必要なものであるとした処分庁の判断にも合理性が認められる。

したがって、モール（カバー）が助成対象とされていることを理由に本件処分が社会通念上著しく妥当性を欠くとはいえない。

(カ) よって、審査請求人の主張はいずれも理由がない。

## エ 理由不備の違法について

(ア) 処分庁は、本件処分に際し、審査請求人に対して本件助成決定通知書とともに本件理由書を交付している。

(イ) 行政手続法第8条の理由提示の規定は、拒否事由の有無の判断についての行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に明らかにすることによって、透明性の向上を図り、併せてその不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであるから、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

(ウ) 本件理由書には、「無停電電源装置は主として停電時に電化製品に電力を供給するための装置であり、要綱第4条各号に規定するいずれの機器にも該当しないものです。」、「無停電電源装置はそのような機器に限らず、他の電化製品にも使用できるものであって、本事業における目的である日常生活動作能力の補完を主としたものではないため、本事業の趣旨と合致せず、本事業が給付対象としている機器に該当しません。」、「横浜市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱第2条は、給付等の対象となる用具は、平成18年9月29日厚生労働省告示第529号により厚生労働大臣が定めるものとする旨規定していると

ころ、無停電電源装置は、他の電化製品にも使用できる一般普及品であって、同告示第1号ハの要件を満たさないことから、当該事業が給付対象としている機器に該当しません。」との記載があり、いかなる根拠に基づき、いかなる法規が適用されたのかが具体的に適示され、処分の相手方においても本件処分理由書の記載自体からそのことを了知することが十分に可能であったと考えられるから、無停電電源装置を助成の対象外とした理由の提示は十分になされているといえる。

(イ) したがって、理由不備の違法はない。

オ その他、審査請求人は、複数の法令を挙げて本件処分が違法であると主張するが、そのいずれも本件処分の違法の根拠となり得るものでない。

#### (4) 結語

以上のとおり、本件申請のうち、無停電電源装置については告示が定める要件を満たさないといえる上、後付け自動ドア開閉システム及び電動トイレリフトの動作に必要なものとは認められないから、これを本件事業の助成の対象外とする判断の基礎とされた重要な事実に誤認はなく、また、当該判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとはいはず、したがって、裁量権逸脱濫用の違法はない。また、本件処分に理由不備の違法も認められない。そして、その他本件処分について違法又は不当な点も認められない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### (5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

#### (6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和7年1月10日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和7年1月30日	・弁明書等の提出期限に係る上申書の受理
令和7年2月6日	・弁明書等の提出期限再設定通知の送付
令和7年2月27日	・弁明書等の受理
令和7年3月6日	・弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和7年3月27日	・弁明書添付資料の受理
令和7年4月1日	・弁明書添付資料の送付
令和7年4月14日	・反論書の受理
令和7年4月17日	・反論書（副本）の送付
令和7年8月25日	・審理手続の終結
令和7年8月29日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年9月9日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年9月29日	・主張書面の受理
令和7年10月14日	・調査審議
令和7年11月11日	・調査審議